

登 録 規 則

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 9 月 5 日 規則 第 49 号

2008 年 6 月 25 日 技術委員会 審議

2008 年 7 月 22 日 理事会 承認

2008 年 8 月 22 日 国土交通大臣 認可

2008 年 9 月 5 日 規則第 49 号
登録規則の一部を改正する規則

「登録規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.1 一般

-1.(2)を次のとおり改める。

-1. 本会は、船舶の次に掲げる事項について、別に定める検査、構造等に関する規則（以下、本規則において「船級規則」という。）に基づき、本会検査員（以下、本規則において「検査員」という。）による船級登録のための検査（安全管理システム及び船舶保安システムの審査を含む。以下、本規則において「検査」という。）を行い、船級規則に適合したと認めた場合、当該船舶に対して船級を付与し、これを **2.1.5** に定める船級登録原簿に登録する。

- (1) 船体及び船体艀装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線
- (2) 海洋汚染防止設備等、安全設備、居住衛生設備、揚貨設備、機関区域無人化設備~~及び~~、潜水装置及び船体防汚システム
- (3) 安全管理システム
- (4) 船舶保安システム

附 則

1. この規則は、2008 年 9 月 17 日から施行する。

登録規則細則

細
則

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 9 月 5 日 達 第 57 号
2008 年 6 月 25 日 技術委員会 審議

2008 年 9 月 5 日 達 第 57 号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

3 章 設備登録

3.1 設備の登録

3.1.2 を次のように改める。

3.1.2 登録

規則 2.1.1-2.及び 3.1.1 でいう設備とは、次のものをいう。

((1)から(12)は省略)

(13) 船体防汚システム

(1~~3~~4) その他の本会が適当と認める設備

3.1.3 設備符号

-1.を次のように改める。

-1. 規則 3.1.3 でいう別に定める符号とは、次のものをいう。

((1)から(12)は省略)

(13) 前 3.1.2(13)に該当する設備 AFS, AFS・C

(1~~3~~4) 前 3.1.2(1~~3~~4)に該当する設備 別に定める

附 則

1. この達は、2008 年 9 月 17 日から施行する。